(三)　文化庁に新たに参事官二人を置き、その所掌事務を定めることとした。（第九五条及び第一〇五条関係）

(四)　研究開発局参事官の設置期間について、令和五年三月三一日までとすることとした。（附則第七項関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、1の(一)については、同年一〇月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第八二号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる技術審議官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

2　自動車局に技術・環境政策課及び安全・環境基準課を置くこととした。（第一三〇条、第一三三条及び第一三七条関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第八三号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　防衛装備庁長官官房装備開発官の定数を四人から五人に改めることとした。（第一八〇条関係）

2　防衛装備庁装備政策部装備制度管理官を廃止するとともに、同部に装備保全管理官一人を置くこととした。（第一八七条及び第一九〇条関係）

3　防衛装備庁装備政策部装備制度管理官が廃止されることに伴い、同部及び調達管理部の所掌事務並びに装備政策部装備政策課及び調達管理部調達企画課の所掌事務を改めることとした。（第一七三条、第一七六条、第一八八条及び第二〇一条関係）

4　防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官を廃止するとともに、同部事業監理官の定数を三人から四人に改めることとした。（第一九一条及び第一九三条関係）

5　防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官が廃止されることに伴い、同部事業計画官及び事業監理官の職務を改めることとした。（第一九二条及び第一九四条関係）

6　その他所要の改正を行うこととした。

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

防衛装備庁装備政策部装備制度管理官及びプロジェクト管理部統合装備計画官の廃止並びに装備政策部装備保全管理官の新設に伴い、管理隊員の官職を改めることとした。（第五一条の六関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　乗組手当の支給対象となる艦船乗組員として、艦船に乗り組んでいる陸上自衛官を加えるとともに、当該陸上自衛官に支給する乗組手当の月額を定めることとした。（第一一条の三及び第一二条関係）

2　乗組員である陸曹長等を食事の無料支給の対象職員に加えることとした。（第一四条関係）

3　防衛装備庁装備政策部に装備保全管理官を置くこと等に伴い、俸給の特別調整額の対象官職及び種別を改めることとした。（別表第三関係）

4　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、災害派遣等手当が支給される職員の範囲の拡大等を行うこととした。（別表第五関係）

5　航海手当の支給対象となる艦船乗組員として、艦船に乗り組んでいる陸上自衛官を加えることとした。（別表第七関係）

四　防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正関係

遺族補償一時金の特例の対象として、船員である陸上自衛官を加えることとした。（第二条及び第三条関係）

五　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（政令第八四号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、生活保護法に規定する日常生活支援住居施設を設置し、又は経営する医療法人等を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第八五号）（警察庁）

1　地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）

2　千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例及び階級別定員の基準の特例を改めることとした。（附則第二五項及び第二七項関係）

3　福岡県警察及び沖縄県警察に要する経費についての国の補助の特例を定めることとした。（附則第三〇項関係）

4　福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例及び階級別定員の基準の特例を定めることとした。（附則第三一項及び第三二項関係）

5　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、2については、同年一〇月一日から施行することとした。

◇道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八六号）（国土交通省）

一　道路法施行令の一部改正関係

1　通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道道又は道の区域内の市町村道における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅その他の改築に関する国の補助の割合の特例を定めることとした。（第三四条の二の三第一項第三号イ関係）

2　無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の改築に関する国の補助の割合の特例を定めることとした。（第三四条の二の三第一項第三号ロ関係）

二　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

1　通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する一般国道又は都府県道若しくは市町村道（道の区域内のものを除く。）における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅その他の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例を定めることとした。（第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イ関係）

2　無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例を定めることとした。（第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロ関係）

三　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第八七号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和三年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第八八号）（文部科学省）

1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和二年度における公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。
